

政策推進部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

政策推進部の所管に属する平成27年4月1日から平成28年2月29日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

平成28年4月15日から同年6月30日まで

3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表1）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講ぜられたい。
なお、予算流用措置については、やむをえないものと認められた。

(1) 支出に関する事務

ア 文化会館、はまゆう会館の指定管理料については、年度協定書に沿って前金払により支出されるべきところ、平成27年12月分以降の指定管理料が概算払により支出されていたので、今後は年度協定書に沿った適正な事務処理を行われたい。

(文化振興課)

イ 概算払の精算において、予算決算及び会計規則で定められた用務終了後10日を超えて精算命令書の作成が行われていたため、今後は予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(国際交流課)

(2) 契約に関する事務

ア 予算決算及び会計規則では、委託料の支出について支出負担行為として整理する時期は、契約締結のとき又は請求されたときとされているが、ヴェルニー公園改修敷地地質調査業務委託において、契約日より前に支出負担行為が行われていたため、今後は予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理を行われたい。

(文化振興課)

イ 横須賀製鉄所（造船所）創設150周年記念講演会・演奏会における演奏委託料の支出事務について、主管課長が契約事務を行っているが、契約事務取扱規程に規定されている主管課長等が契約事務を行うことができる場合の地方自治法施行令の適用規定を記載した随意契約理由書が作成されていなかったため、今後は契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(国際交流課)

(3) 財産管理に関する事務

駐車場利用券の管理において、駐車場利用券受払簿における残数が誤って記入されているものがあり、また、残数の記入誤りを正しても、受払簿数量と実査数量が一致しなかったため、適正な管理に努められたい。

(広報課)

(別表1)

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契 約 金 額	契 約 年 月 日	工 事 期 間
ヴェルニー公園説明板設置工事	2,638,980円	平成27年7月30日	平成27年7月30日 ～ 平成27年10月27日